



東京駅輸送担当社員に賃金未払いか？

会社の命による次勤務確認は、**自己の時間で行うものではないはずだ！**

東京駅ホーム担当者（輸送）の退出時間は、9時20分となっていますが、引継ぎ等の業務もあり、9時20分までホームに居ることが常態化しています。その後ロッカーで着替えてから「次勤務確認」を行い帰宅しています。

しかし、ここで一つ疑問が生じます。なぜ、「次勤務確認」が勤務が終了し着替え終わってからの**自己の時間**で行われているのでしょうか。疑問に思いませんか？

大切なことなので論点を整理しますと、

- 9時20分で勤務解放
- その後は自己の時間
- 会社の言い分としては、更衣時間は勤務として扱わないので、完全に解放されている
- しかし会社指示により、着替えた後に「次勤務確認」が行われる

「次勤務確認」は本来、勤務時間内で行うべきものであり、今回のように時間外に**会社の命により**行われるのは、自己の時間ではなく「**超勤**」で対応すべき事案です。「次勤務確認」を行わず帰宅したら、お得意の処分が待っているのでしょうか？

JR東海労は、**是正を求めて団交を申し入れました！**

内容は以下の通りです。

1. 就業時間までホームで業務に当たらせず、勤務時間内に「次勤務確認」をさせること
2. このような会社の指示に基づく「次勤務確認」は、勤務時間であり、超過勤務手当を支払うこと
3. 今まで支払われていなかった分の超過勤務手当について、早急に支払うこと